

①-2 雄武町合葬墓の手続き（改葬焼骨）
 （埋蔵される方が雄武町に住所又は本籍を有している、有していた）

○必要な書類

- ①合葬墓使用許可申請書（様式第1号）
 ②合葬墓埋蔵同意書兼承諾書（様式第2号）※同意を要する範囲の署名が必要です。
 ③改葬許可証

※必要に応じて同意書の範囲を確認する場合など戸籍証明や住民票の提出を求める場合があります。

○注意事項

- ・雄武町墓地又は墓園の使用許可を受けている方は、使用許可を受けている区画の返還手続きが必要になります。
- ・区画返還に伴う墓石工事などについては、利用者さんのご負担です。
- ・墓地からの改葬の場合は、焼骨を納めているところの自治体から改葬許可証の交付を受ける必要があります。
- ・寺院などの納骨堂からの改葬の場合は、寺院などで発行する遺骨収蔵証明書を、焼骨を納めているところの自治体に提出し、改葬許可証の交付を受ける必要があります。

○使用時に同意が必要な範囲

区 分		同意を要する範囲
埋蔵者に配偶者がいる場合	子どもがいる	埋蔵者の配偶者及び埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の配偶者
埋蔵者に配偶者がいない場合	子どもがいる	埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の父母及び埋蔵者の兄弟姉妹全員

②-2 雄武町合葬墓の手続き（改葬焼骨）
 （埋蔵される方が雄武町に住所又は本籍を有したことがない）

○必要な書類

- ①合葬墓使用許可申請書（様式第1号）
 ②合葬墓埋蔵同意書兼承諾書（様式第2号）※同意を要する範囲の署名が必要です。
 ③改葬許可証

※必要に応じて同意書の範囲を確認する場合など戸籍証明や住民票の提出を求める場合があります。

○注意事項

- ・雄武町墓地又は墓園の使用許可を受けている方は、使用許可を受けている区画の返還手続きが必要になります。
- ・区画返還に伴う墓石工事などについては、利用者さんのご負担です。
- ・墓地からの改葬の場合は、焼骨を納めているところの自治体から改葬許可証の交付を受ける必要があります。
- ・寺院などの納骨堂からの改葬の場合は、寺院などで発行する遺骨収蔵証明書を、焼骨を納めているところの自治体に提出し、改葬許可証の交付を受ける必要があります。

○使用時に同意が必要な範囲

区 分		同意を要する範囲
埋蔵者に配偶者がいる場合	子どもがいる	埋蔵者の配偶者及び埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の配偶者
埋蔵者に配偶者がいない場合	子どもがいる	埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の父母及び埋蔵者の兄弟姉妹全員